



人々自ら其身を立て其産治め其業を昌よして以て其生を遂ほゆあんの
 もほの他あ一身を脩め智を開き才藝を長ぶほふとああり而て其身を脩免
 智を開き才藝を長ぶの學おららざれば能まは是も學校の設らる也あん
 よして日用常行言語書算を初め士官農商百工技藝及び法律政治天文醫療
 等お至る迄凡人の營むところの事學ららざればあ一人能く其才のあると
 あろよ應一勉勵し之に従事しあのし後初て生を治め産を興し業を昌
 よをほ得べしされば學問を身を立てるの財本ともつゝあべきものありて人
 たをもの誰う學ぶべし可あらんや夫の道路は迷ひ飢餓は陷り家を破り
 身を喪の徒の如きは畢竟不學よりしてかゝる過ちを生むるあり従来學校
 の設らりてより年を歴る出や久しといへとも或は其道を得ざりて

又は得べしされば學問を身に立すの財本ともいふべきものありて人

たはもの誰う學ぶべしして可あらんや夫の道路は迷ひ飢餓は陷り家を破り

身を喪の徒の如きは畢竟不學よりしてかゝる過ちを生るる多ありて從來學校

の設けりてより年を歴るおや久しといへども或は其道を得ざりて

人其方向を誤り學問の士人以上の事として農工商及び婦女子に至つて之

を度外はれお學問の何物たるを辨ぜば又士人以上の稀は學ぶものも動を

これに國家の爲はと唱へ身を立留の基あはれを知りて或は詞章記誦の

末は趣に空理虚談の途に陥り其論高尚は似たりといへども之は身は行ひ

事は施をあたふ能はざるもの少くは是を多はち沿襲の習弊ありて文明普給

かゝる才藝の長ぜびして貧乏破産喪家の徒多き由あるゆゑ是故に人たる

ものハ學ばざんばはべしす之を學ぶハ宜しく其旨を誤らばはべし

之ハ依て今般文部省は於て學制を定め追々教則をも改正し布告し及ぶ

またつれ自今以後一般の人民華士族卒農工商及婦女子必は邑は不學の戸ある家は不學

の人ありしは先ん事を期し人の父兄たるもの宜しく此意を體認し其愛育

の情を厚くし其子弟をして必は學ぶに従事せしめざるべし

高上の學は至ては其人の材能は任りしといへども幼童の子弟ハ男

女の別なく小學は従事せしめざるものハ其父兄の越度とるべき事

但從來沿襲の弊學問の士人以上の事として國家の爲はと唱へはを以て



の人ありて先ん事を期し人の父兄たるもの宜しく此意を體認し其愛育の情を厚くし其子弟をして必し學ぶに従事せしめざるべし高上の學に至ては其人の材能を任らしめしむるも幼童の子弟は男女の別なく小學に従事せしめざるもの其父兄の越度たるべき事但從來沿襲の弊學問ハ士人以上の事とし國家の爲に以て唱ふはを以て學費及其衣食の用に至る迄多く官に依頼し之を給するは非ざれば學ぶは事と思ひ一生を自棄にするもの少くは是皆惑はすの甚しきものあり自今以後此等の弊を改め一般の人民他事を抛ち自ら奮て必し學ぶに従事せしめざるべき心得べき事

明治五年壬申七月

太政官

學文に候に付別紙之通被仰出及案

御趣意踐體認致し學文ハ各

其身を立するゆえんの基なる候を仰

学文之儀、甘別紙之通被、仰出及案
御趣意、おのづから能^た認^め致^し、学文ハ各
其身を^{おのづから}立^たす、^{おのづから}人の^{おのづから}基^をふる儀を、^{おのづから}
お辨^りえ^し、^{おのづから}意^をより、人^の能^く動^きを待^たせ、
入^り費^を、^{おのづから}仰^り、^{おのづから}以^て、^{おのづから}自^ら力^をと^り、^{おのづから}修^めり
て、^{おのづから}校^を養^ふと、^{おのづから}お^の心^を、^{おのづから}中^心、^{おのづから}山^を、^{おのづから}学^校
設^け立^て、^{おのづから}付^く、^{おのづから}古^く、^{おのづから}追^ひ、^{おのづから}学^を、^{おのづから}費^を、^{おのづから}出^し、^{おのづから}金^を、^{おのづから}
方^法、^{おのづから}了^す、^{おのづから}年^を、^{おのづから}及^び、^{おのづから}境^を、^{おのづから}先^に、^{おのづから}以^て、^{おのづから}御^告、^{おのづから}諭^す
趣^を、^{おのづから}乃^も、^{おのづから}得^る、^{おのづから}市^を、^{おのづから}在^る、^{おのづから}喜^ば、^{おのづから}淺^く、^{おのづから}令^を、^{おのづから}布^く、^{おのづから}達^す、^{おのづから}者^も、^{おのづから}也

壬申十月 和歌山縣權令北島

人々自ら其身を立て其産我治り其業を昌し以て其生を遂げんもの
もほの他あり身を備り智を開き才藝を長ずるにあり而て其身を備え
智を開き才藝を長びるに學ふらざる能はず是を學校の設けらるゝ由らん
よして日用常行言語書算を初め士官農商百工技藝及び法律政治天文醫藥
等不至に近凡人の營むところの事學らざるは一人能く其才のあると
あるに應じ勉勵し之に従事しあるに後初て生を治り産を興し業を昌
しを存得べしされば學問の身を立すの財本とすべしとありて人
たはもの誰れ學ぶべし可ふらんや夫の過路に迷ひ飢餓に陥り家を破り
身を喪ひ徒の如きは畢竟不學よりしてかゝる過ちを生ずるは後來學校
の設けりてより年を感ふにや又いとて或は其道を得ずんばよりて
人其方向を誤り學問に士人以上の事と農工商及び婦女子に至つて之
を度外にせしめ學問の何物たるを辨ぜば又士人以上の稀に學ぶものも動を
これに國家の爲にも唱へ身を立すの基を爲し知ざれば或は詞章記誦の
末に趣き空理虚談の途に陥り其論高尚に似たりといへども之れ身を行ひ
事と施をあたふ能はず少くは是を多きは治教の習弊ありて文明普及
かゞ才藝の長びて貧乏破産喪家の徒多き由らんゆゑ是故に人たは
ものハ學ばざらば何べしとす之を學ぶに宜しく其旨を誤らばよりず
之に依りて令般文部省に於て學制を定め進々教則をも改正し布告し及ぶ
きたつた自今以後一般の人民商及婦女子 必す是に不學の戸あり家は不學
の人ありしに先ん事を期し人の父兄なるもの宜しく此意を體認し其愛育
の情を厚くし其子弟を以て必し學ぶに従事せしめ給へんべしとすものあり
高上の學に至りては其人の材能に任らしむべしとて幼童の子弟ハ男
女の別なく小學に従事せしめざるものハ其父兄の越度とすべし事
但從來治養の學問ハ士人以上の事と國家の爲に唱ふを以て
學費及其衣食の用に至りて多く官に依頼し之を給ふるに非ざれば學ぶ
は事と思ひ一生を自棄しむもの少くは是皆慈へけの甚しきものあり
自今以後此等の弊を改り一般の人民他事を抛ち自ら奮て必し學ぶに従事
せしめべき様心得べき事

明治五年壬申七月

太政官

學文、備付別紙三通被 仰出奉

御趣意成體認被 學文ハ各

其身を立すゆゑ人の慕ふる儀を以

お辨へ書り人々動を待

入費何仰らば給へ有力を以て修可

了後養と書好ま 小中學校

課主三付各書返り學費出入金

方法等宜居先以 仰出給

趣乃令得市在甚淺令布達者也

壬申十月 和歌山縣權令北島